

第1回南魚沼市地域公共交通協議会（書面議決）結果

1. 通知発送日

令和6年5月16日

2. 協議方法

- ・ 会議の開催に代えて書面による議決を実施
- ・ 南魚沼市地域公共交通協議会の各委員に対し、書面により議決内容を周知し、回答を依頼

3. 協議事項

- 1 監査員の選任について
- 2 令和5年度事業報告及び収支決算について
- 3 令和6年度事業計画及び収支予算について
- 4 路線バスの運行終了について

4. 協議結果

【回答状況】

委員数：26人（会長を除く）

回答数：21人

無回答：5人

委員の過半数の回答があったため協議会開催が成立（協議会規約第9条第2項）

【回答結果】

●協議事項1 監査員の選任について

「承認する」と回答した委員数：21人

「承認しない」と回答した委員数：0人

出席委員の過半数の承認を得たため、協議会規約第9条第4項により、本議案については原案のとおり承認されました。

意見・理由等はありませんでした。

●協議事項2 令和5年度事業報告及び収支決算について

「承認する」と回答した委員数：21人

「承認しない」と回答した委員数：0人

出席委員の過半数の承認を得たため、協議会規約第9条第4項により、本議案については原案のとおり承認されました。

意見・理由等はありませんでした。

●協議事項3 令和6年度事業計画及び収支予算について

「承認する」と回答した委員数：19人

「承認しない」と回答した委員数：2人

出席委員の過半数の承認を得たため、協議会規約第9条第4項により、本議案については原案のとおり承認されました。

意見・理由等

(次のページへ)

(承認しない) 意見あり 2人

	委員からの意見・理由等	意見・理由に対する回答
1	市民バス運賃無料月間の実施について。市民バスのほとんどが路線バスと並走する運行でありバス停も重複する箇所が多く路線バスへの影響が大きいため。	市民バスは交通空白地帯を解消するため路線バスを補完するものとして運行しておりますが、両者の役割が重複する区間が存在することも事実です。そのような路線バスの系統に対して市から相応の補助金が交付されており、近隣自治体における無料月間の実績から判断しても路線バス運行事業者の収支への影響はほぼないものと思いますが、過度な影響が出ないか注視しながら進めていきたいと考えております。本件のような企画を実施し、市民バスの利用を促進することで公共交通の維持が図られるものと思しますのでご理解をいただきますようお願い申し上げます。
2	「市民バス運賃無料月間の実施」とあるが、既存路線の収支を悪化させる要因になりかねないため、実施すべきではないと考える。	

●協議事項 4 路線バスの運行終了について

「承認する」と回答した委員数：21人

「承認しない」と回答した委員数：0人

出席委員の過半数の承認を得たため、協議会規約第9条第4項により、本議案については原案のとおり承認されました。

意見・理由等

(承認する) 意見あり 2人

	委員からの意見・理由等	意見・理由に対する回答
1	協議路線ではないので協議事項ではなく報告事項でお願いします。	誤解を招く表現で申し訳ありません。路線バスの運行終了に伴いどのように対応するかということで協議事項とさせていただきました。
2	六日町～浦佐線の廃止は通学や日常生活でバスを利用している高齢者や車を持たない住民への影響が心配ですが、市民バスにより代替されるとのことなので承認致します。市民バスが当該バスと比較して利用者への過度の負担をかけないこと及びサービス水準を維持されるようご配慮ください。	市民バスへの移行に伴い従来からの利用者への影響がないよう調整を行ってまいります。便数や時刻表等の運行形態の案ができましたら本協議会の議題に挙げさせていただきますのでよろしく願いいたします。

協議事項 1：監査員の選任について

地域公共交通協議会は規約第7条より監査員2名を置くこととしております。令和6年4月1日より新たな任期となったため、改めて選任するものです。規約第7条第4項では互選により選任することとなっておりますが、事務局案として下記2名を推薦するものです。

- ・新潟県南魚沼地域振興局企画振興部地域振興専門員 桑原 貴昭 委員
- ・塩沢地域地区センター代表 上田ふるさと協議会会長 上村 敬喜 委員

協議事項 2：令和5年度事業報告及び収支決算について【資料No. 1、2、3】

令和5年度での費用に対する収益の割合は、8.06%でした。前年度の8.42%から、0.36%の減少となっております。原因としては、前年度の経常収益の中に車両売却による収入が含まれていたこと、および燃料価格の高騰や車両修繕費の増加により令和5年度の経常費用が増加したことが挙げられます。

収支決算につきましては、資料No. 3のとおり令和6年3月25日に監査を受けております。

協議事項 3：令和6年度事業計画及び収支予算について【資料No. 4、5、6】

協議会の開催につきましては、市民バス運行の見直しにより、協議事項が発生した場合には、都度、協議会に諮りたいと考えております。

今年度の事業として、資料No. 6南魚沼市の公共交通のマスタープランである地域公共交通計画を業務委託により策定するための予算を計上しております。

協議事項 4：路線バスの運行終了について

路線バスを運行する南越後観光バス株式会社から、運転士不足が改善されないことから以下の2系統を令和6年9月末で運行終了するとの連絡がありました。

(1) 六日町～野田～五日町～大崎～浦佐線

当該路線のうち、六日町駅前と浦佐駅東口の間で運行している系統が9月末で運行終了となります。代替交通として10月からは市民バスとして運行できるよう現在関係者と調整を行っております。時刻表は現在のを概ね引き継ぎ、その他の運賃や運行日などの運行形態につきましては他の市民バスと同様なものになることを想定しています。

なお、野田と八海中学校の間を運行している系統については10月からも引き続き路線バスとして存続します。

(2) 小出～干溝～虫野～荒金～浦佐線

この路線は従来、主に魚沼市から魚沼基幹病院への通院のために利用されていましたが、令和3年10月に路線バス六日町～浦佐～小出線が魚沼基幹病院に乗り入れるようになってからは利用者数が減少しておりました。乗降調査の結果、本市内での利用はほとんどなく、市内では既に市民バス三用コースおよび赤石コースが同様なルートで運行していることから代替交通の用意は不要と考えております。

報告事項1：委員の追加について

地域公共交通計画の策定にあたり様々な部署からの参画を得るとともに策定後も引き続き施策の推進に取り組んでいただくため、南魚沼市地域公共交通協議会規約第5条に基づき市の執行部から以下の5名を新たに委員に加えました。

区分	所属団体等	職・氏名
(1) 市	南魚沼市長及びその指名する職員	U&I ときめき課長 若井 勉
		福祉課長 高野 正秀
		商工観光課長 西潟 一郎
		学校教育課長 関 浩二
		南魚沼市民病院 庶務課長 梅澤 修

令和5年度事業報告

1. 協議会の開催

年月日	事業	内容
6月23日	第1回協議会 (書面協議)	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度事業報告及び収支決算について ・令和5年度事業計画及び収支予算について ・生活交通確保維持改善計画について ・市民バス栃窪・岩之下コースにおけるデマンド交通の導入について ・市民バス浦佐・五箇コースに配置する車両の最大値の変更について
7月5日	第2回協議会 (書面協議)	<ul style="list-style-type: none"> ・市民バス栃窪・岩之下コースを運行する車両の停留所への駐停車について
8月23日	第3回協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・市民バス大崎コースの大和庁舎停留所等の設置について ・市民バス城内コースの運行経路の変更について ・車いすでの市民バスの利用について ・路線バス六日町＝小出線、六日町＝湯沢線の休止届への対応について ・市民バス栃窪・岩之下コースのデマンド交通の利用状況及び停留所の名称変更について
9月11日	第4回協議会 (書面協議)	<ul style="list-style-type: none"> ・生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備事業）について ・市民バス五十沢・大月コースの車両の小型化について
1月12日	第5回協議会 (書面協議)	<ul style="list-style-type: none"> ・生活交通確保維持改善計画に関する事業評価について
2月27日	第6回協議会 (書面協議)	<ul style="list-style-type: none"> ・南魚沼市地域公共交通網形成計画の変更について ・中之島・吉里コースの停留所の名称及び位置の変更について ・石打・竹俣コースの工事による迂回の終了について ・路線バス十日町＝魚沼基幹病院線の乗降制限の解除について
3月22日	第7回協議会 (書面協議)	<ul style="list-style-type: none"> ・南魚沼市地域公共交通協議会規約の一部改正について ・路線バスの減便について

2. 計画に基づく事業

時 期	事 業	内 容
4月～3月	市民バス運行の見直しの 検討・実施	<ul style="list-style-type: none"> ・運行見直しの検討・実施 ・運輸局への申請について協議
4月～3月	ニーズの把握	<ul style="list-style-type: none"> ・運行事業者に対する利用状況の聞き取り、利用者等からの要望受付
4月～3月	住民周知	<ul style="list-style-type: none"> ・バスの乗り方教室 (大和老人福祉センター(湯咲荘)) ・車内掲示、市報等によるバス事業の周知 ・バス停の整備

3. 令和5年度 市民バス運行収支

市民バス運行収支割合

経常収益	経常費用	収支割合
7,603,822円	94,374,033円	8.06%

運行1便当たりの運行収支

運行便数	1便当たりの平均収益	1便当たりの平均経費
14,737	516円	6,403円

南魚沼市地域公共交通協議会 令和5年度 収支決算

1 収入

(単位:円)

款	項	目	予算額	決算額	比較増減	説明
1負担金	1負担金	1負担金	2,235,000	2,235,000	0	○負担金 南魚沼市負担金 2,235,000
2補助金	1補助金	1補助金	0	0	0	
3繰越金	1繰越金	1繰越金	0	0	0	
4諸収入	1諸収入	1諸収入	0	11	11	預金利息 11
合 計			2,235,000	2,235,011	11	

2 支出

(単位:円)

款	項	目	予算額	決算額	比較増減	説明
1運営費	1会議費	1会議費	125,000	99,200	△ 25,800	○報償費 委員報償 94,800 ○旅費 委員費用弁償 4,400
	2事務費	1事務費	10,000	8,580	△ 1,420	○手数料 口座振替手数料 8,580
2事業費	1事業費	1事業費	2,100,000	0	△ 2,100,000	
3返還金	1返還金	1返還金	0	2,127,231	2,127,231	○戻入金 南魚沼市負担金 2,127,231
4予備費	1予備費	1予備費	0	0	0	
合 計			2,235,000	2,235,011	11	

収入支出差引額 2,235,011円 - 2,235,011円 = 0円

南魚沼市地域公共交通協議会
会長 林 茂 男 様

会計監査報告書

監査の結果を次のとおり報告いたします。

1. 監査を実施した日 令和6年3月25日
2. 予算の執行状況 決算報告書のとおり
3. 監査の結果

提出された関係帳簿および証拠書類ならびに事務局の説明によって監査した結果、
計数は関係帳簿、証拠書類と符合し、正確であると認める。

監査員 桑原 貴昭

監査員 高橋 賢治

令和6年度事業計画（案）

1. 協議会の開催

年月日	事業	内容
5月（今回）	第1回協議会	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年度事業報告及び収支決算について 令和6年度事業計画及び予算について
6月頃	第2回協議会	<ul style="list-style-type: none"> 市民バスの運行系統の変更、停留所の設置、時刻表の変更について 地域公共交通網形成計画別紙（幹線系統補助関係）について 地域公共交通網形成計画別紙（フィーダー系統補助関係）について 地域公共交通計画の現状報告
9月頃	第3回協議会	<ul style="list-style-type: none"> 各種調査結果の報告 地域公共交通計画骨子案の協議
12月頃	第4回協議会	<ul style="list-style-type: none"> 地域公共交通計画素案の協議 地域公共交通確保改善事業に関する事業評価について
3月頃	第5回協議会	<ul style="list-style-type: none"> 地域公共交通計画のパブリックコメントの報告及び承認

2. 計画に基づく事業

時期	事業	内容
4月～3月	市民バス運行の見直しの検討・実施	<ul style="list-style-type: none"> 運行見直しの検討・実施 運輸局への申請について協議
4月～3月	ニーズの把握	<ul style="list-style-type: none"> 運行事業者に対する利用状況の聞き取り、利用者等からの要望受付
4月～3月	住民周知	<ul style="list-style-type: none"> バスの乗り方教室について（地区老人会など） 市民バス運賃無料月間の実施 車内掲示、市報等によるバス事業の周知 バス停の整備

令和6年度収支予算(案)

1 収入

(単位:円)

款	項	目	予算額	摘要
1負担金	1負担金	1負担金	10,676,250	南魚沼市負担金 協議会運営費 204,250 事業費負担金 7,972,000 事業費一時負担金 2,500,000
2補助金	1補助金	1補助金	0	
3繰越金	1繰越金	1繰越金	0	
4諸収入	1諸収入	1諸収入	0	
合 計			10,676,250	

2 支出

(単位:円)

款	項	目	予算額	摘要
1運営費	1会議費	1会議費	192,250	委員報酬、委員費用弁償
	2事務費	1事務費	12,000	口座振替手数料
2事業費	1事業費	1事業費	10,472,000	地域公共交通調査事業(計画策定事業)
3返還金	1返還金	1返還金	0	
4予備費	1予備費	1予備費	0	
合 計			10,676,250	

※予算の款項目間流用については会長に一任する。

※今年度、国補助金(地域公共交通調査等事業)を活用して業務委託により地域公共交通計画を策定することとしている。受託者への支払いは令和7年3月末頃、国補助金2,500,000円の本協議会への入金は令和7年4月頃を見込んでいる。このため、補助金が入金されるまで事業費の一部を一時負担分として補填し、補助金の入金があった場合は補助金額を市の会計に戻入することとする。なお、補助金の入金および市の会計への戻入は本協議会としては令和7年度予算で処理するものとする。

南魚沼市地域公共交通計画の策定について

1 経緯

本市では、令和元年度に南魚沼市地域公共交通網形成計画（計画期間：令和2年度～令和6年度の5年間）を策定し、基本方針として、「だれもが安心して住み続けられる持続可能な交通体系の構築」を掲げて各種公共交通施策を展開してきた。

このような状況で、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律が令和2年11月27日に改正され、従来の「地域公共交通網形成計画」に替わるものとして「地域公共交通計画」の策定が努力義務とされた。

2 地域公共交通計画と網形成計画の違い

地域公共交通計画は、網形成計画から更に対象や内容、位置づけ、実効性確保のそれぞれの面で拡充させ、新たな計画とすることで、地域交通に関する各種の取組を更に促進していくことを目的としている。

	地域公共交通計画	地域公共交通網形成計画
計画の対象	<ul style="list-style-type: none"> ・ネットワークの確保・充実に加え、ダイヤや運賃などの面からもサービスを総合的に捉え改善や充実に取り組む ・地域の輸送資源を総動員する具体策を盛り込むことができる 	<ul style="list-style-type: none"> ・バス路線などの専ら公共交通のネットワークの確保・充実（主に路線の再編や新規整備）を対象
位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体による作成を法的に努力義務化 ・基本的に全ての地方公共団体において計画の作成や実施に取り組む 	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体による作成が可能
実効性確保	<ul style="list-style-type: none"> ・定量的な目標の設定や毎年度の評価などの仕組みを制度化 ・定量的なデータに基づくPDCAの取組を強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・可能な限り具体的な数値指標を明示 ・原則、計画終了時・見直し時に達成状況を評価

3 地域公共交通計画策定の理由

下記の理由から、「地域公共交通網形成計画」を見直し、公共交通網を整備するための新たな公共交通のマスタープランとして「南魚沼市地域公共交通計画」を策定する。

(1) 網形成計画策定後の情勢の変化

少子高齢化や人口減少、マイカーの普及、新型コロナウイルス感染症の影響などにより本市における公共交通利用者は依然減少傾向にあり、安定した運行の維持は厳しい状況が続いている。

路線バスでは、燃料価格高騰による事業者の経営状況の悪化や労働時間の規制強化の影響によるバス運転手不足により市内のほとんどの路線で減便が行われている。

以上のことから、情勢の変化を踏まえた計画の見直しを図る必要がある。

(2) 立地適正化計画の方針への整合

南魚沼市は、今後も進むことが予想される少子高齢化や適正な財政運営の必要性及び都市全体の観点から居住機能や都市機能の立地等を検討し、将来を見据えたまちづくりを進めるため令和5年度に南魚沼市立地適正化計画を策定した。立地適正化計画では、方針として誘導区域内の医院・スーパーマーケット等におけるバスの停留所の増設、誘導区域を軸に交通利便性の維持・向上を図ることなどを掲げている。方針を踏まえ公共交通体系のあり方を検討し、計画の見直しを図る必要がある。

4 地域公共交通調査事業（国庫補助事業）

「南魚沼市地域公共交通計画」の策定については、国庫補助事業である地域公共交通調査事業の対象となるため、国庫補助金の申請を行っている。

- ・事業名 : 地域公共交通調査事業（国土交通省運輸局所管）
- ・補助対象者 : 南魚沼市地域公共交通協議会

5 今後の予定

- ・委託名 : 南魚沼市地域公共交通計画策定業務委託
- ・発注者 : 南魚沼市地域公共交通協議会
- ・発注形態 : 公募型プロポーザル方式による業者選定
- ・公募開始 : 5月14日
- ・契約締結 : 7月上旬頃